

本市議会では、本年の9月定例会で10件の意見書を議決いたしました。その中で放射線対策等に関する内容を要望書に取りまとめ、平成23年10月19日に直接関係省庁等（民主党幹事長、内閣府特命担当大臣(防災)、文部科学省、国土交通省、環境省）へ提出いたしました。



平野達男復興対策担当大臣へ要望書を提出



細野豪志環境大臣へ要望書を提出

内閣府特命担当大臣（防災）  
東日本大震災復興対策担当大臣  
平野 達男 様

## 放射線対策等に関する要望書

平成23年10月19日

福島市議会議長 粕谷 悦功

福島市は東京電力福島第一原子力発電所から約60キロメートル以上も離れた県庁所在地であるが、この原発事故により、拡散した放射性物質は市民生活に多大な影響を及ぼしており、市内では放射線量が高い地点が点在していることが、県の調査によって明らかになっている。

3千人を超える市民が住みなれた福島を離れ、また避難したくとも出来ない市民は、放射能汚染に脅えながら生活せざるを得ない事態であり、精神的な苦痛は計り知れないことから、一日も早い汚染された土壌の撤去、除染が緊急の課題である。

また、産業にあつては、農業・商業・工業・観光業等、これらすべての関連する事業に多大な影響が出ており、廃業や事業所を移転する事業者も出ている。

放射性物質による影響が長期にわたることを勘案すると、産業の衰退による雇用減少や健康不安から、福島市での生活が不安定になり地域社会が衰弱する事態が懸念される。

これらのことから、一刻も早く福島市から放射線の影響を払拭して市民の安全と安心を確保し、復興を強力に推し進めることが望まれるところであり、以下の事項について要望する。

## 1. 市町村の除染計画に対する支援

福島市では、行政と市民が協働で除染活動に取り組む共通の指針として「福島市ふるさと除染計画」を策定し、除染活動に取り組もうとしている。

一方、環境省は9月28日、福島市において県内市町村の担当者に対して、市町村が行う除染計画の策定についての説明会を開催し、その中で、年間5ミリシーベルト未満の地域については、基本的に面的除染は必要ないとして財政支援の対象としないとする方針を伝えた。

この方針によれば、福島市の市街地の大部分が対象から除外される結果となることから、国の財政支援の対象から除外された市民が自己責任で除染を行わなければならなくなる。

よって、除染に対する財政支援にあっては、放射線量で線引きすることなく、国の責任において、市町村が必要と認めた全ての除染活動に対し財源を確保されたい。

## 2. 除染による放射性物質を含む土壌の処理及び汚泥の中間貯蔵施設、最終処分場の整備

福島市では、策定された「福島市ふるさと除染計画」に基づき、今後除染活動が進められることとなる。

これに伴い、放射性物質を含む土壌、汚泥放射性廃棄物は増え続け、今後、設置される仮置き場についても早晩、満床になる可能性が高い。

このことから、一刻も早くその中間貯蔵施設と最終処分場が整備されなければ、仮置き場が長期となり、仮置き場周辺の住民の放射線への不安が大きくなることが予想され、除染作業が進められない。

しかしながら、国の「除染に関する緊急実施基本方針」においては、仮置き場、中間貯蔵施設などの定義や保管期間が具体的に示されていない。

よって、国の責任で自治体と協議を進め、汚染された土壌等の仮置き場の設置場所を決定するとともに、仮置き場での保管期間を具体的に明確にされたい。

また、除染による放射性物質を含む土壌、汚泥の中間貯蔵施設及び最終処分場については国の責任において直ちに整備されたい。

さらに、来年の作付けに間に合うよう農地の除染手法を一日も早く確立されたい。

### 3. 下水処理場の早急な汚泥処理対策

福島市の下水は、市内に設置されている堀河町終末処理場及び福島県伊達郡国見町に設置されている阿武隈川上流流域下水道県北浄化センターで処理されているが、両施設では汚水処理の過程で発生する脱水汚泥から高濃度の放射性物質が検出されている。

放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の脱水汚泥は、管理型処分場において埋め立てできる基準が示されているものの、実際には受け入れを拒否されるなど搬出することができない。

また、それ以上の濃度の脱水汚泥については、最終的な処分方法すら示されていないため、敷地内の仮置場に留め置かれたままとなり、周辺地域住民の生活環境や農産物等への影響も懸念されている。よって、国の責任において、一刻も早く脱水汚泥を搬出する対策を講じられたい。

#### 4. 政府系研究機関等の福島市への設置推進

政府は、東日本大震災からの復興の基本方針において、原子力災害から迅速な復旧・復興を進める観点から政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等を促進している。

また、国と福島県が共同で設置した、原子力災害からの福島復興再生協議会においては、原発事故で著しく傷ついた本県のイメージの回復、さらには向上を図り、復興につなげるため、放射線の影響や再生可能エネルギーに関する政府系研究機関や国際機関の福島県への誘致を進める必要があることを協議事項としている。

本市は、新幹線など高速交通網の拠点であり、福島大学や県立医科大学に代表される県内でも有数の環境・医療に関する高度の学術施設を有しており、政府系研究機関等がこれらの専門施設と連携を図ることができれば、原子力災害からの復興を加速させ、ひいては福島県全体の復興を強力におし進めることに寄与することになる。

よって、政府系研究機関や国際機関等の福島市への設置を推進されたい。